

4 輸送障害に関する事項

4.1 輸送障害の発生状況

○輸送障害(列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等)¹¹の件数は、長期的に増加傾向ですが、平成30年度は5,713件(対前年度比222件減)でした。

○鉄道係員、車両又は鉄道施設等(部内原因)に起因する輸送障害は、1,419件(輸送障害に占める割合24.8%、対前年度比38件減)でした。このうち、鉄道係員に起因するものが288件(同5.0%、同6件減)、車両に起因するものが695件(同12.2%、同24件減)、施設に起因するものが436件(同7.6%、同8件減)でした。

○線路内立入り等(部外原因)による輸送障害は、2,614件(輸送障害に占める割合45.8%、対前年度比159件増)でした。このうち、自殺によるものが601件(同10.5%、同38件増)、動物によるものが704件(同12.3%、同88件増)でした。

○風水害、雪害、地震等の自然災害による輸送障害(災害原因)^{*}は、1,680件(輸送障害に占める割合29.4%、対前年度比342件減)でした。このうち、風水害によるものが954件(同16.7%、同26件増)、雪害によるものが133件(同2.3%、同313件減)、地震によるものが73件(同1.3%、同58件増)でした。

※ 自然災害による輸送障害(災害原因)は、従来より、1事業者の1つの事象(台風、地震等)における運休や遅延を1件と計上しています。例えば、平成30年7月豪雨で、ある事業者の複数の路線で多数の運休が数日間発生した場合でも1件と計上しています。

○なお、運転事故に伴う列車の運休、旅客列車の30分以上の遅延等については、運転事故との重複を避けるため、輸送障害として計上していません。

部内原因：鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの

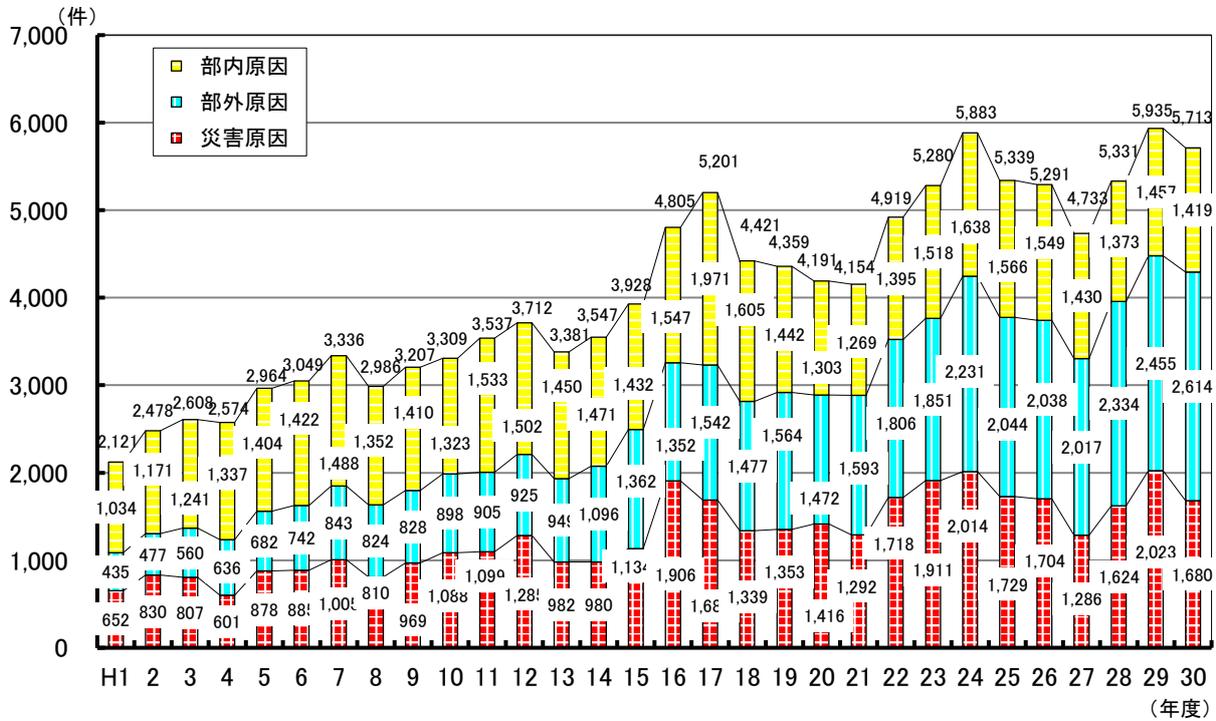
部外原因：線路内立入り、動物との衝突等に起因するもの等(部内原因及び自然災害以外のもの)

災害原因：風水害、雪害、地震等の自然災害に起因するもの

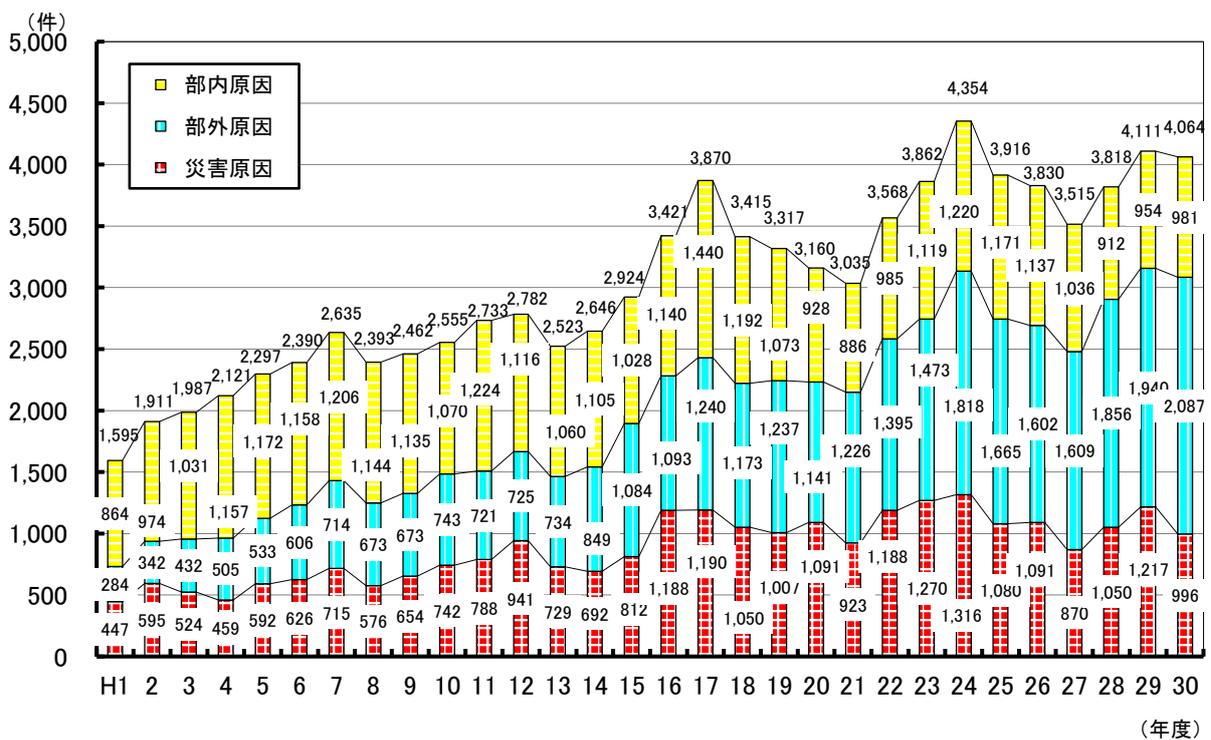
¹¹ 鉄道事業法第19条等に基づき、鉄軌道事業者が国へ届け出ます。

図18: 輸送障害件数の推移

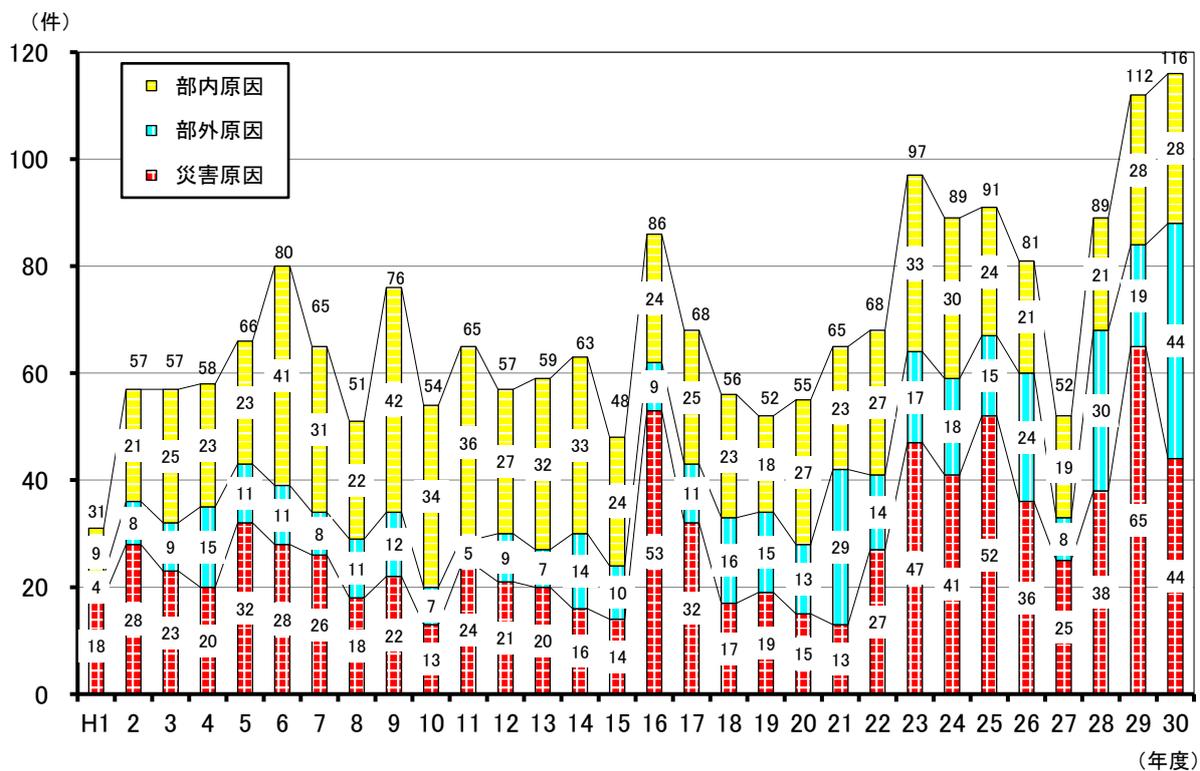
① JR(在来線+新幹線)と民鉄等(鉄道+軌道)の合計



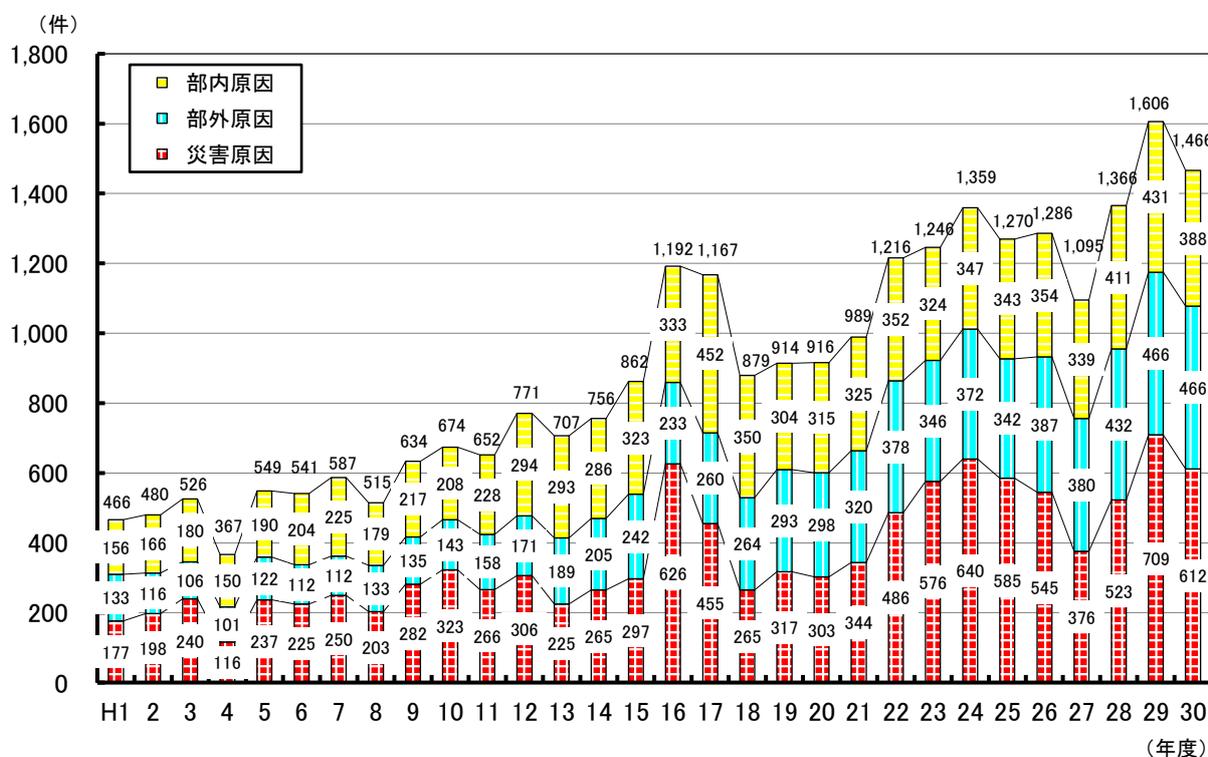
② JR(在来線)



③ JR(新幹線)

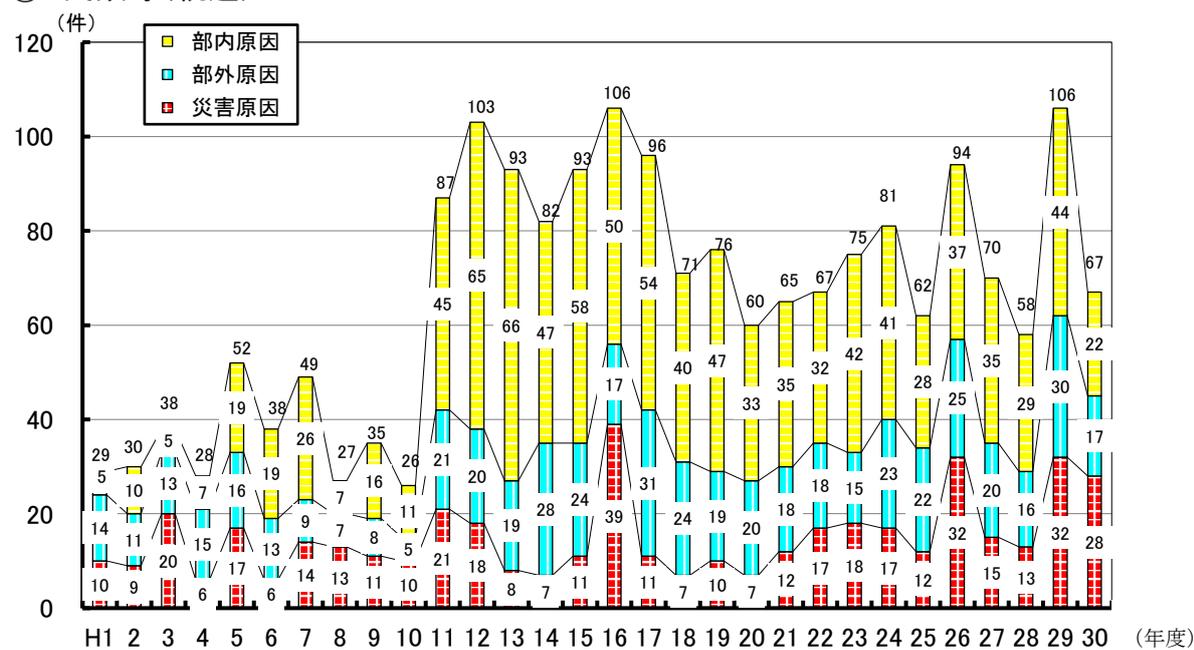


④ 民鉄等(鉄道)



※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を含む

⑤ 民鉄等(軌道)



※ 軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を除く。

4. 2 事業者区別の輸送障害件数

○平成30年度における事業者区別の輸送障害件数は、下表のとおりです。

表3: 事業者区別の輸送障害件数(平成30年度)

事業者区分	原因	部内原因				部外原因	災害原因	合計
		鉄道係員	車両	鉄道施設	小計			
JR(在来線)		235	494	252	981	2087	996	4064
JR(新幹線)		2	20	6	28	44	44	116
民鉄等		46	167	175	388	466	612	1466
	公営	1	2	14	17	10	10	37
	大手	8	31	44	83	305	92	480
	中小	33	121	107	261	145	493	899
	新交通・モノレール	4	13	10	27	6	17	50
軌道		5	14	3	22	17	28	67
合計		288	695	436	1419	2614	1680	5713

※1 「公営」は、東京都交通局(上野懸垂線、日暮里舎人ライナー)を含み、東京都交通局及び札幌市交通局は路面電車を除く

※2 「大手」は、西武鉄道山口線を含む。

※3 「中小」は、準大手鉄道事業者(新京成電鉄、北大阪急行電鉄、泉北高速鉄道、山陽電気鉄道)を含み、大阪市高速電気軌道は南港ポートタウン線を含む。

※4 「軌道」は、軌道事故等報告規則第6条の規定により鉄道事故等報告規則を準用する軌道を除く。